

議案第12号

養父市基金条例及び養父市自然を活かした健康づくり推進条例の
一部を改正する条例の制定について

養父市基金条例及び養父市自然を活かした健康づくり推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市基金条例及び養父市自然を活かした健康づくり推進条例の
一部を改正する条例

(養父市基金条例の一部改正)

第1条 養父市基金条例(平成16年養父市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表養父市創生基金の項中「養父市創生総合戦略」を「養父市まちづくり計画」に改める。

(養父市自然を活かした健康づくり推進条例の一部改正)

第2条 養父市自然を活かした健康づくり推進条例(平成26年養父市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「市の総合計画」を「養父市まちづくり計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第12号 養父市基金条例及び養父市自然を活かした健康づくり推進条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市基金条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行			改 正 案		
別表（第2条、第6条関係）			別表（第2条、第6条関係）		
名称	目的	処分	名称	目的	処分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
養父市立全天候運動場管理運営基金	養父市立全天候運動場の管理及び運営に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市立全天候運動場管理運営基金	養父市立全天候運動場の管理及び運営に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
養父市創生基金	養父市創生総合戦略の実施に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市創生基金	養父市まちづくり計画の実施に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。
養父市農地保全管理基金	農地の保全管理に資すること。	1 目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。 2 積立金の返還の財源に充てるとき。	養父市農地保全管理基金	農地の保全管理に資すること。	1 目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。 2 積立金の返還の財源に充てるとき。
養父市森林経営管理基金	市内森林の整備及びその促進に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。	養父市森林経営管理基金	市内森林の整備及びその促進に資すること。	目的を達成するために、必要な財源に充てるとき。

第2条 養父市自然を活かした健康づくり推進条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(健康づくり推進協議会)</p> <p>第8条 自然を活かした健康づくりの円滑な推進を図るため、養父市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、市長の諮問に応じ、<u>市の総合計画</u>に基づく健康づくり施策の評価、進行管理等の基本的事項について調査審議する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(健康づくり推進協議会)</p> <p>第8条 自然を活かした健康づくりの円滑な推進を図るため、養父市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、市長の諮問に応じ、<u>養父市まちづくり計画</u>に基づく健康づくり施策の評価、進行管理等の基本的事項について調査審議する。</p> <p>3・4 (略)</p>